

# 医療安全管理指針

## 目的

第1 本指針は川口市立医療センター（以下当センター）という）における医療安全管理体制の確立、医療安全管理のための具体的方策および医療事故発生時の対応方法等について、指針を示すことで、当センターの理念である「安全で安心な医療」の提供に資することを目的とする。

## 安全管理に関する基本的な考え方

第2 医療安全は医療の質に関わる重要な課題であり、これは医療者個人個人の努力だけではなし得ることではなく、安全な医療を提供するには当センター全体としての安全管理体制を確立し、それを遵守していくことが重要である。重点項目として以下のことを掲げる。

1. 「人は誰でも間違える」ことを前提に、業務の標準化を推進し、安全の観点から無駄・無理のない業務を組み立て、実践する。
2. 患者への十分な情報提供と説明を実施し、医療スタッフ相互のコミュニケーションを良好にし患者へのサポートを含む診療を実践する。また患者からの意見に対して真摯に向き合い、改善すべき事項に対して早い対応を行う。
3. 安全文化の定着および熟成のための教育・研修を実施する。
4. 院内感染予防ならびに感染対策の実施にかかる事柄を管理するために、院内感染管理委員会および院内感染対策チームを設置する。これは院内感染管理委員会設置要項にて詳細を定める。
5. 医薬品、医療機器等の安全使用にむけて十分な教育・指導を行う場を提供する。

## 医療安全管理に係る体制・組織

第3 当センターの医療安全管理体制の確保および推進のため、次に掲げる組織、人員等を配置し、別途規定等に定める。

1. 医療安全管理委員会
2. 医療の質・安全管理センター
3. 専従医療安全管理者
4. 医薬品安全管理責任者
5. 医療機器安全管理責任者

## 医療の質・安全管理に係る職員の教育・研修

第4 当センター全体の質・安全を向上させることを目的に、全職員個々の医療の質・安全への意識向上を図るために、各種の研修を行う。

1. 経験年数に応じた階層別（新人、中間、管理者）での医療の質・安全研修を3年間1サイクルで実施する。3年ごとに内容の見直しを測り、必要に応じてフォローアップ研修を実施する。
2. 全体に係る医療安全研修を年2回以上実施する。
3. その他、必要に応じて専門研修を実施する。
4. 実施した研修の内容および出席記録はシステムに登録し、評価、改善に繋げる。
5. 詳細は、「職員教育研修基本指針（研修管理・主催体用）」「職員教育研修実施基準（研修管理・主催体用）」に定める。

## 報告等にもとづく医療に係る安全確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

第5 医療に係る安全確保のために、患者や職員に実害のない事例も含めて広くインシデント報告を収集し、調査・分析に基づく改善策の策定及びその実施状況の評価を行う。

## 医療事故発生時の対応

第6 医療事故が発生した場合には、患者に対しては医療上最善の処置を行うとともに、状況の悪化に直ちに対応できる体制を整備する。また、患者・家族等に対しては、誠実に速やかな事実の説明を行う。重大な医療過誤が発生した場合は、現場当事者のみならず当センター全体が組織として対応する。

## 当該指針の閲覧

第7 本指針については、当センターのホームページに掲載するものとする。職員に対しては、iPad上の「Handbook」で閲覧可能である。

## 患者相談に関する基本方針

第8 患者やその家族からの苦情及び相談については、相談窓口を設置し、医療内容に関するもの、入退院・医療福祉に関するもの、及びその他の苦情・相談に関するものについて、それぞれ体制を整備し適切に対応する。

## 医療安全推進のための基本的考え方

第9 医療安全の推進のため、以下の事項を実施する。

1. 医療安全に係る職員は、医療安全に関する手順書及び改善策の見直しを継続して行い、改正内容については、職員への周知徹底を速やかに行なう。
2. すべての職員は安全管理に関する手順書等を積極的に利用し、かつ作成に参加する。
3. 他の医療機関等の安全対策や医療事故等の有用な情報収集を行うとともに、医療安全対策の推進を図る機関への報告を行う。

## その他

第10 本指針の周知

1. 本指針の内容については、病院長、医療安全管理者、医療安全管理委員会、医療安全チーム等を通じて、全職員に周知徹底する。

## 2. 本指針の見直しと改訂

本指針の内容については年1回程度、医療安全管理委員会で実施するものとする。

2018年7月1日現在